

全トヨタ労働組合規約

前文

わが国の自動車産業は、裾野の広い日本の基幹産業に成長し、国内から海外へと生産を急拡大している。トヨタグループ企業は国際競争力強化をあおり、凄まじいまでのコストダウン活動を展開している。そこで働く労働者の実情は、圧倒的部 分が低賃金、長時間労働のもとで働き、健康破壊や精神障害をよぎなくされ、過労死さえ生み出す異常な職場環境におかれている。

トヨタ・トヨタ関連企業で働く労働者が、安全で安心して働ける職場をつくることは、企業と労働組合の社会的責任である。労働者の悲鳴が聞こえてくる今ほど、労働組合の役割が求められている時はない。

私達は、長い間ユニオンショップ制のもとで一企業一労組という体制に縛られつづけてきた。そのため、閉塞状況に陥り、労働組合の存在意義が、今問われている。私達は新たな時代21世紀に立ち、憲法、労働組合法等で保障された団結権、団体交渉権、団体行動権を発展させ、トヨタとトヨタ関連企業の労働者とその家族の生活と権利を守り、社会的、経済的地位の向上をめざして、一企業の枠を超えた、新しい横断的労働組合をここに結成する。

私達は、全組合員の総意にもとづき組合創立の理念を以下の通り宣言して規約を定める。

- 1 要求と自覚的意思に基づく個人加盟の横断的単一組織とする。
- 2 少数意見を十分尊重し、組合民主主義を徹底して活動する。
- 3 一人一人の人権と権利を守り、労働条件向上のために活動する。
- 4 組合員の範囲を限定せず、トヨタ・トヨタ関連企業の労働者で組織する。
- 5 平和、自由と民主主義、国民的課題のために運動する。
- 6 日本と世界の自動車産業で働く労働者と情報を交換し連帯をすすめる。

第1章 総則

第1条 この組合は全トヨタ労働組合（All Toyota Labor Union）、

略称を全ト・ユニオン(ATU)と呼ぶ。

第2条 組合の本部は、知立市東栄3丁目25番地、西三河地域労働組合総連合内に置く。

第3条 組合は、トヨタとトヨタ関連企業で働く労働者によって組織される個人加盟の横断的労働組合とする。

第4条 組合は、資本、政府、政党から独立した自主的な組織であり、これらの団体からのいかなる支配介入も受けない。

第5条 組合員の人権は最大限に尊重され、何人も、いかなる場合においても、人種、宗教、性別、国籍、門地、身分、年齢、所属政党または思想信条によって差別的扱いを受けることはなく、組合員たる資格を奪われない。

第2章 目的及び事業

第6条 組合は、トヨタとトヨタ関連企業に働く労働者及び家族の生活、権利、健康を守り、労働条件の維持、改善に努め、社会的、経済的地位の向上を図るとともに、トヨタとトヨタ関連企業にその社会的責任を果たさせ、平和と民主主義の発展に貢献することを目的とする。

第7条 組合は前条の目的を達成するために以下の事業を行なう。

- ①トヨタとトヨタ関連企業に働く労働者及び家族の生活、権利、健康を守り、人たるにふさわしい労働条件を実現するために、長期的視野に立ち、粘り強く運動をする。
- ②トヨタとトヨタ関連企業に働く労働者の賃金、労働時間、福利厚生、人権、職場環境などの労働条件の改善に努め、企業間の労働条件格差是正に努力する。
- ③トヨタとトヨタ関連企業に働く労働者及び家族のために、相談活動と支援活動を行ない、福祉の増進と文化的社会的地位の向上を図る。
- ④国民的諸課題の実現と平和と民主主義を発展させるために運動する。
- ⑤要求で一致する諸団体との協力、共同、連携の運動を行なう。
- ⑥日本と世界の自動車産業で働く労働者と連帯する。
- ⑦その他組合の目的達成に必要な事業を行なう。

第3章 組合員の資格、加入、脱退

第8条 組合員の資格は以下の通りとする。

- ①トヨタとトヨタ関連企業で働く労働者。
(嘱託社員、期間従業員、パート、アルバイト、派遣社員等を含む)

- ②組合書記。
- ③その他特に組合が認めた者。
- ④組合の活動を支援する意思のある個人は賛助組合員となることができる。

第9条 以下に該当するものは組合員になることができない。

- ①各企業の会社役員。
- ②雇入れ、解雇、昇進または異動に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者。
- ③使用者の労働関係についての機密の事項に直接関与する監督的地位にある者。
- ④その他会社の利益を代表する者。

第10条 組合に加入しようとするときは、規約を認め、加入金を添えて加入届を執行委員会に届け出て、承認を得るものとする。

第11条 ①組合を脱退しようとする者は、脱退届を執行委員会に届け出るものとする。
②組合を脱退したものは、組合に対する財産上及びその他一切の権利を失うものとする。

第12条 組合員は以下の場合その資格を失う。

- ①脱退が確認されたとき。
- ②死亡したとき。
- ③第8条に該当しない者となったとき。
- ④第9条に該当する者となったとき。
- ⑤第15条によって除名されたとき。

第4章 組合員の権利、義務

第13条 組合員は以下の権利を有する。

- ①組合員は対等、平等であり、組合のすべての問題に参与し、かつ均等の取扱いを受ける権利を有する。
- ②組合員は、組合のすべての議決機関の会議に出席して、議長の許可をえて発言することができる。
- ③組合員は規約の定めによる選挙権及び被選挙権を有する。
- ④組合員は各機関及び各役員の発言及び行動について報告を求め、また自由に批判することができる。

- ⑤組合員は組合の文書、議事録、会計帳簿等を閲覧する権利と、組合に関する情報を請求する権利を有する。
- ⑥賛助組合員は議決権、選挙権をもたないこと以外は、被選挙権を含め組合員と同等の権利をもつ。

第14条 組合員は以下の義務を負う。

- ①規約及び組合機関の決定を遵守しなければならない。
- ②規約の定めるところにより、組合の各会議及び会合に出席しなければならない。
- ③組合加入の月から組合費を納めなければならない。組合費は月額とする。(詳細別紙)

第15条 組合員の義務を正当な理由なく怠ったものについては、執行委員会で審査のうえ、組合員の権利を停止することができる。また、義務違反の程度が著しく、組合の目的や事業の趣旨に反すると判断される場合は、執行委員会で審査のうえ、本部大会で除名することができる。これらの場合、該当者は審査の場に出席し、意見を述べることができる。

第5章 組織

第16条 組合は本部、支部、分会で組織する。

第17条 構成。

- ①本部
本部は、支部、分会を総合した構成をいい、組合全般にわたる活動を行う。
- ②支部
都道府県単位に支部を置くことができる。
- ③分会
分会は行政区単位または事業所単位も認め、支部大会または本部大会で毎年分会の構成を決定する。
- ④その他
支部、分会がない場合、本部に所属して活動する。

第6章 機関

第1節 総則

第18条 組合に以下の機関を置く。

- (1)本部
 - ①本部大会
 - ②執行委員会
- (2)支部
 - ①支部大会
 - ②支部執行委員会

- (3) 分会
 - ① 分会大会
 - ② 分会役員会
 - ③ 職場委員会
- ④ 職場会

第2節 本部大会

第19条 本部大会は組合の最高議決機関である。

第20条 本部大会は代議員及び役員をもって構成する。

- (1) 支部単位での大会代議員選出は以下とする。
 - ① 支部組合員が50名以下は代議員2名
 - ② 以下組合員25名につき代議員1名を加えるものとする
- (2) 支部がなく分会の場合は代議員選出を以下とする。
 - ① 分会組合員10名につき1名
 - ② 以下組合員11~19名につき代議員1名を加えるものとし、一けたの端数は切り上げる
- (3) 分会がないところは全組合員を代議員とする。

第21条 (1) 本部大会は定期大会と臨時大会とし、執行委員長が招集して開催する。定期大会は毎年1回開催する。

(2) 臨時大会は以下の場合に開催する。

- ① 執行委員会が必要と認めたとき。
- ② 組合員の2割以上の請求があるとき。

第22条 以下の事項は本部大会に付議しなければならない。

- ① 活動報告及び運動方針
- ② 決算報告、予算及び組合費
- ③ 規約の改廃
- ④ 役員選挙
- ⑤ 労働協約の締結または改廃
- ⑥ 上部団体への加入または脱退及び役員の派遣

⑦執行委員会決議で追認を必要とする事項

⑧ストライキ権の確立投票

⑨組合の解散

⑩その他重要事項

第23条 本部大会を開催するときは、その日時、場所、議題及び議案を少なくとも開催1ヶ月前に全組合員に通知しなければならない。

第24条 本部大会の正副議長は大会出席の組合員の中から選出する。但し、本部役員は除く。

第3節 執行委員会

第25条 執行委員会は本部の執行機関であり、本部役員でもって構成し、必要に応じ執行委員長が招集して開催する。

第26条 執行委員会は業務執行のために、専門部会及び職種別協議会を設けることができる。

第27条 以下の事項は執行委員会に付議しなければならない。但し、直接本部大会にかけたときはこの限りでない。

①運動方針に基づく各種方針

②労働条件に関する重要事項

③個別協約等の締結または改廃

④補正予算及び特別会計支出の決定

⑤闘争委員会の発足及び交渉権、指令権、妥結権の委譲

⑥その他重要事項

第4節 支部大会

第28条 支部大会は支部の最高決議機関である。

第29条 支部大会は都道府県単位に置かれた支部に所属する組合員をもって構成する。

第30条 (1) 支部大会は定期大会と臨時大会とし、支部長が招集する。定期支部大会は毎年1回開催する。

(2)臨時大会は以下の場合に開催する。

①支部執行委員会が必要と認めたとき。

②支部所属組合員の2割以上の請求があるとき。

③本部執行委員会が必要と認めたとき。

第31条 支部大会の正副議長は支部に所属する組合員の中から選出する。

但し、支部役員は除く。

第32条 以下の事項は支部大会に付議しなければならない。

①支部の活動報告及び運動方針

②支部の決算報告及び予算

③役員選挙

④その他必要な事項

第5節 支部執行委員会

第33条 支部執行委員会は支部の執行機関であり、その支部に所属する支部役員をもって構

成し、必要に応じ支部長が招集して開催する。

第34条 支部長は会議の審議経過の概要と結果、並びに支部の組合活動の情報等を本部執行委員会に報告しなければならない。

第6節 分会大会

第35条 分会大会は分会の最高決議機関である。

第36条 分会大会は行政区単位、又は事業所単位に置かれた分会に所属する組合員をもって構成する。

第37条 (1) 分会大会は定期大会と臨時大会とし、分会長が招集する。定期分会大会は毎年1回開催する。

(2) 臨時大会は以下の場合に開催する。

①分会所属組合員の2割以上の請求があるとき。

②本部執行委員会が必要と認めたとき。

第38条 分会大会の正副議長は分会に所属する組合員の中から選出する。但し、分会長は除く。

第39条 以下の事項は分会大会に付議しなければならない。

①分会の活動報告及び運動方針

②分会の決算報告及び予算

③役員選挙

④その他必要な事項

第7節 分会役員会

第40条 分会役員会は分会の執行機関であり、各分会の各役員でもって構成し、必要に応じ

分会長が招集して開催する。

第41条 分会長は分会役員会の審議経過の概要と結果、並びに分会の組合活動の情報等

を本部執行委員会に報告しなければならない。

第7章 役員

第42条 本部に以下の役員を置く。

①執行委員長 1名

②副執行委員長 若干名

③書記長 1名

④執行委員 若干名

⑤会計監事 1名

第43条 支部に以下の役員を置く。

①支部長 1名

②書記長 1名

③支部執行委員 若干名

④会計監事 1名

第44条 分会には分会長をはじめ役員を置く。

①役員の種類と人数は分会役員会で提案し分会大会で決定する。

第45条 役員の任期は定期大会から次期定期大会までとする。但し再選を妨げない。

第46条 役員の欠員が生じた場合は、執行委員会の責任において代行を選出することができる。

第47条 各級機関の立候補は、本部執行委員会と支部執行委員会と分会役員会の推薦方式と

自薦方式とする。

第48条 各級機関の役員は組合員(代議員)の直接無記名投票により選出する。

選挙の詳細については、選挙規定を別に定める。

第49条 支部役員、分会役員が当該組織の範囲外へ転出したときは、その役員としての資格を

失うものとする。

第50条 ①本部役員、支部役員が辞任しようとする時は各執行委員会の承認を得るものとする。

②分会役員が辞任しようとする時は分会役員会で承認を得るものとする。

第51条 本部役員、支部役員、分会役員に対して、各級機関の組合員の3分の1以上から不信任の申し立てがあった場合は、各級機関において審議決定しなければならない。

第52条 ①執行委員会は議案の作成及び組合の運営に関する事項を審議決定し、本部役員は本部大会及び執行委員会の決議事項の遂行については協同してこれに当るものとする。

②執行委員長は組合を代表し、組合の業務を統括する。

③副執行委員長は執行委員長を補佐し、執行委員長に事故があった時は、代行する。

④書記長は会計を統括し、組合の日常業務を担当すると共に、この組合の証印を保管する。また執行委員長、副執行委員長不在の場合は、その職務を代行する。

⑤執行委員は組合業務を分担し、執行する。

第53条 支部執行委員会は議案の作成及び支部の運営に関する事項を審議決定し、支部役員は本部大会、支部大会及び支部執行委員会の決議事項の遂行に当たるものとする。

又支部執行委員会の審議経過と結果を支部に所属する組合員に遅滞なく報告しなければならない。

第54条 ①分会役員会は議案の作成及び分会の運営に関する事項を審議決定し、分会役員は本部大会、支部大会、分会大会の決議事項を遂行するとともに、分会に所属する組合員の意見が各級機関に反映されるよう努めなければならない。

②分会に職場会を設け、その任に職場委員が当たることができる。

職場委員はその職場の組合活動にあたる。

第55条 執行委員会、支部執行委員会、分会役員会開催にあたっては、特に定める場合を除き招集者はその日時、場所、議案等を少なくとも開会3日前までに所属組合員に通知しなければならない。但し、緊急を要する場合はこの日を短縮することができる。

第56条 定期大会、臨時大会、分会大会及び執行委員会、支部執行委員会、分会役員会は

構成員の3分の2以上の出席により成立し、議事は出席している議決権を有する構成員の過半数で決定する。但し、特に定めてある事項についてはその定めによるものとする。

第57条 定期大会、臨時大会、分会大会及び執行委員会、支部執行委員会、分会役員会は組合員の意見の違いを尊重し、すべての問題で徹底して民主主義を貫き、組合の態度を決定しなければならない。

第58条 議事は原則として無記名投票によって決定する。無記名投票以外の方法により議決するときは、あらかじめ、そのむねを会議にはからなければならない。この場合採決方法は挙手による。但し、出席者の2割以上の要求があるときは、無記名投票とする。

第8章 運営

第59条 本部に必要に応じ顧問を置くことができる。その場合、執行委員会の承認を経て、執行委員長が委嘱する。

第60条 本部に組合書記を置くことができる。組合書記の任免は、執行委員会の承認を経て、執行委員長が行う。

第61条 支部または分会は本部の委任を受けた場合は、団体交渉権及び協約締結権を有する。

第9章 会計

第62条 会計監事は各級機関の会計を監査し、その結果を本部大会に報告しなければならない。

第63条 組合の経費は組合費、臨時組合費、寄付金その他の収入をもってあてる。

第64条 組合費及び臨時組合費は本部定期大会の決議によって定める。但し、緊急に必要がある場合は、執行委員会の決議によって変更又は臨時徴収することができる。この場合は次の本部大会で追認を受けなければならぬ。

第65条 寄付金受け入れの可否は執行委員会で決める。

第66条 組合の会計年度は毎年9月1日より翌年8月31日までとする。

第67条 組合の収入、支出は、毎年会計年度ごとに予算を立てて本部定期大会に提出し、その承認を得なければならない。

第68条 組合の会計は一般会計によるほか必要に応じ特別会計を設けることができる。

第69条 執行委員会は毎年度末に全ての財源及び使途、主要な寄付者の氏名並びに現在の経理状況を示す会計報告書を作成し、組合員によって委嘱された職業的に資格がある

会計監査人の監査を受けた後、正確であるとの証明書を添え毎年1回組合員に公表し、

本部定期大会の承認を得なければならない。

第10章 爭議行為

第70条 ストライキ権の確立は、組合員の直接無記名投票の3分の2以上の同意を得なければ

ならない。

第11章 規約の改正及び組合の解散

第71条 規約及び選挙規定の改廃は、全組合員の直接無記名投票による3分2以上の支持を

もって決定する。

第72条 組合の解散は組合員の直接無記名投票によりその4分の3以上の同意を得て本部大会の

決議で決定する。

第73条 第69条から第71条までの投票に関する手続きは、執行委員会の責任において行う。

第12章 付則

第74条 この規約は 2019年09月23日より実施する。

制 定	2006年01月22日
改 正	2007年01月14日
改 正	2009年09月27日
改 正	2010年09月26日
改 正	2010年12月12日
改 正	2013年08月17日
改 正	2019年09月22日